

常任幹事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人兵庫県経営者協会(以下「本協会」という)定款第36条の規定に基づき設置される常任幹事会の構成および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常任幹事会の任務)

第2条 定款第36条に規定する常任幹事会は、定款第38条に規定する委員会・専門部会・研究会の活動に意見し、かつ定款第4条に規定する本協会の事業を推進するにあたり必要な種々の情報を入手することにより、事業全般を活性化することを任務とする。

(常任幹事会の構成)

第3条 常任幹事会は、定款第37条2項に規定する構成員をもって組織する。

(常任幹事会の開催)

第4条 常任幹事会は、事業年度毎に3回(9月・12月・3月)開催する。

2 常任幹事会の招集は、定款第37条で定める幹事長が招集する。

(理事会への意見反映)

第5条 本協会の活動全般に関する意見その他議論の主な内容については、理事会に報告することとし、検討事項がある場合には、理事会は次回の常任幹事会において検討結果を報告するものとする。

(事務局)

第6条 常任幹事会の事務局業務は、本協会の事務局が対応する。

附則

1. この規則は、2025年3月14日に制定、2025年4月1日から施行する。

以上